永久不滅ポイント運用口座サービス 株式コース特約

第1条(本特約)

- 1.永久不滅ポイント運用口座サービス 株式コース特約(以下「本特約」といいます)は、 株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます)が提供する永久不滅ポイント運用口 座サービス株式コースを利用するにあたっての基本的条件を定めるものです。
- 2. 本サービスの会員になろうとする方には、当社が定める「永久不滅ポイント運用口座サービス利用規約」及び本特約並びに別途 SP が定める「STOCK POINT 会員サービス利用基本契約」が本サービスの提供及び利用に関する契約条件として適用されることに同意いただきます。それらをご確認いただき、内容を理解し同意の上、当社所定の方法により登録を申込み、当社が利用を認めた方に永久不滅ポイント運用口座サービス株式コースを提供します。

第2条(用語の定義)

- 1.本特約に定める用語の定義は次の通りです。
- (1)「本サービス」とは、永久不滅ポイント運用口座サービス株式コースをいい、サービスの詳細は第3条及び第4条に規定されます。
- (2)「SP」とは、STOCK POINT 株式会社をいいます。
- (3)「SP サービス」とは、SP が提供するストックポイントサービスをいいます。
- (4)「ストックポイント」とは、SP サービス内で利用ができるポイントをいいます。
- (5)「SP 規約」とは、SP が SP サービスについて定める STOCK POINT 会員サービス 利用基本契約をいいます。
- (6)「運用サービス」とは、当社が提供する永久不滅ポイント運用口座サービスいい、本利 用規約に基づき提供されるものをいいます。
- (7)「本利用規約」とは、永久不滅ポイント運用口座サービス利用規約をいいます。
- (8)「会員」とは、当社が本サービスの利用を認めた利用者をいいます。
- 2.本特約に定めのない用語は、本利用規約の定めるところによります。

第3条(ポイント交換)

- 1.会員は、当社が定めた方法に基づき、運用口座ポイントをストックポイントに交換することができます。
- 2.前項に定める交換は、運用口座ポイント1ポイントあたり、ストックポイント4ポイント との交換になります。
- 3.会員は、運用口座ポイントとストックポイントの交換を当社所定の方法により申込むものとします。なお、交換の申込みを当社が受付けた後の取り消し、変更はできません。
- 4.当社は前項の申込みを受付けた時点で、交換に必要なポイント数を運用口座ポイント残高

から減じます。

- 5.当社の都合により、会員が交換を申込んだストックポイントの提供ができない場合、会員はポイント交換を撤回できます。なお、ポイント数の会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によります。
- 6.運用口座ポイントからストックポイントへ交換した後のトラブル等については、会員と SPとの間で解決するものとします。

第4条 (ストックポイント残高の表示)

- 1.会員は、当社が定める種類のストックポイント残高を、本 Web サイト内で閲覧することができます。
- 2.ストックポイント残高については、SP サービス内でも確認することができます。

第5条(運用サービスの適用)

- 1.本利用規約に定める「本プログラム」には、本サービスが含まれるものとします。
- 2.本特約に定めのない事項については、本利用規約の定めるところによります。

第6条(利用停止)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスを利用することができなくなります。

- (1) 本特約に違反した場合
- (2) 不正な方法によるポイントの交換が行われたと当社が判断した場合
- (3) 本利用規約に基づく会員資格を喪失した場合
- (4) SP 規約に基づく会員資格を喪失した場合
- (5) 前各号のほか、会員の運用サービス又は本サービスの利用状況が不適切又は社会通念 に照らし容認できない等により、当社との信頼関係が維持できなくなった場合
- (6) その他本サービス又は本サービスの運営において当社が不適当と合理的に判断し、かつ、当社が禁止する旨を会員に通知し又は公表したにもかかわらず、会員がそれに従わない場合

第7条 (特約の変更)

- 1.当社は、次の各号に該当する場合には、本特約の変更の効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を本 Web サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。なお、(2)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ本 Web サイトへの掲載等を行うものとします。
- (1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

- (2)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
- 2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を本 Web サイトにおいて告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本特約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本特約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されるものとします。
- 2018年9月4日制定
- 2020年3月31日改定